

令和元年 10 月 24 日
公益財団法人東京観光財団

令和元年度ニューヨーク市との相互観光 PR に伴う運營業務
委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京の友好都市であるアメリカ合衆国・ニューヨーク市はアメリカの中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。ニューヨーク市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、ニューヨーク市から提供された広告媒体を活用し、現地市民及び現地を訪れた観光客に対して、東京の観光の魅力を PR する広告を掲出することで、訪都旅行者の増加を図る。また、東京において、ニューヨーク市に都内の広告媒体を提供し、ニューヨーク市の観光の魅力を PR する広告を掲出することで、ニューヨーク市への旅行者の増加を図る。このように、各都市の一般市民及び現地を訪れた外国人観光客に対して相互に観光 PR を実施し、効果的・効率的に両都市の認知度向上、旅行者誘致を図る。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額

金 16,000,000 円（消費税等諸税を含む）

4 契約の履行期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和元年 10 月 24 日（木）

希望申出方法については、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和元年 10 月 30 日（水）正午

(3) 企画審査会への指名通知

令和元年 10 月 31 日（木）中に行う。

(4) 質問の受付期間

令和元年10月31日(木)から令和元年11月5日(火)正午まで

(5) 質問への一斉回答

令和元年11月6日(水)中に行う。

(6) 企画提案書及び見積書の提出期限

令和元年11月12日(火)正午

(7) 企画審査会の開催

令和元年11月14日(木)プレゼンテーション実施

(8) 審査結果の通知

令和元年11月15日(金)までに行う。

6 企画提案に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

ア 企画提案書

企画提案書の書式はA4版横とする。

「(2) ア 提出部数」に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

また、以下の項目に従い作成すること。

- (ア) 全体の進行スケジュール及び出稿案について
- (イ) 過去の欧米諸国における実績及び運営体制について
- (ウ) プロモーション全体に係る事業運営・媒体等提案について
- (エ) サンプルを含めた報告書案について
- (オ) その他(仕様書内容に記載のある事項)

イ 見積書

仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。

なお、見積総額には消費税等の諸税を含んだ金額とし、課税・不課税を分けて記載すること。

ウ 上記「ア 企画提案書」のPDFデータを入れたCD-R

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	10部
	あり	なし	1部
イ 見積書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
ウ CD-R	あり	なし	1部

上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

イ 提出体裁

(ア) 「(1) 提出物 ア 企画提案書」の(ア)～(オ)については、合わせて1の形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する(製本、ステーブル留め等不可)。

(イ) 提出物の宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とする。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送または持参とする(宅配便不可)。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

提出物の封筒等に「令和元年度ニューヨーク市との相互観光PRに伴う運營業務委託事業者選定企画審査会資料」と朱書すること。

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

(1) 実施場所

東京観光財団 会議室(5F)

(2) 各社の開始時刻

別途通知する。

なお、各社とも開始時刻の5分前には指定の場所で待機すること。

(3) 事業者による応募書類の説明及び提案

10分間以内とする。

(4) 質疑応答

10分間程度とする。

(5) 参加可能人数

各社3名以内とする。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVBが別途定める「令和元年度ニューヨーク市との相互観光PRに伴う運營業務委託事業者選定企画審査会実施要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。

評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 企画提案内容

- ・観光プロモーション実施の目的・意図を理解した企画内容となっているか
- ・両都市における出稿に関して出稿場所や媒体などをきちんと理解して提案がなされ

ているか

- ・ブランディング戦略や市場性を取り入れた提案がなされているか。
- ・効果的な追加広告等の提案となっているか。
- ・具体的で明確な報告書案が提案されているか。

(2) 進行管理体制、スケジュール等

- ・運営・管理体制は適正かつ効果的に履行できる体制になっているか。
- ・進行スケジュールに問題はないか。

(3) 価格

- ・提案価格は妥当か、経費内訳それぞれに妥当性はあるか。

(4) その他

- ・特筆すべき独自の提案があるか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。

なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中 E-Mail（アドレスは指名通知を受けた事業者にも別途通知する。）にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し、一斉に回答する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：酒井、窪田）

郵便番号 162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

電話：03-5579-2683 / FAX：03-5579-2685